



発行 新潟県

第3号

令和7年1月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 30 保安林の指定予定(治山課)
- 31 保安林の指定予定(治山課)
- 32 保安林の指定予定(治山課)
- 33 土地改良区役員の就任届(農地計画課)

告 示

◎新潟県告示第30号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原952の2、995から997まで、字五百山998の10から998の13まで、1051の1、1051の2、大字平内新174の1、182から184まで、185の1、186の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県岩船郡関川村大字下関1190の3(次の図に示す部分に限る。)、1193、1194の1、1194の2、1195
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市川部字大石沢704、707、709、709の子

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市貝附字福事沢789の1、字千本添33から36まで、35の1、38の1、38の2、字古寺39から41まで、41の子から41の寅まで、字梨木沢171の1、171の3、171の寅から171の巳まで、171の未、172の子、172の丑、字寺ノ沢75、77、78、花立字山ノ下571

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第33号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和7年1月14日

新潟県村上市地域振興局長

1 就任

理事 村上市大月1481番地 長 正晴

就任年月日 令和6年12月27日